

エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業における エコポイント交換商品等に係る募集（第4次）について

平成22年4月9日
環境省・経済産業省・総務省
グリーン家電エコポイント事務局

1. **趣旨**

「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」（以下、「家電エコポイント事業」という。）は、①CO₂の削減、②経済の活性化、③地上デジタル放送対応テレビへの切り替えの加速に向けて、省エネ効果の高い家電（統一省エネラベル4つ星相当以上のエアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビ）の購入に対して、エコポイントを取得できるようにし、様々な商品等に交換できるようにする事業です。

なお、当面、第5次の交換商品等に係る募集の実施予定はありません。

（参考）第1次募集：平成21年6月1日、第2次募集：平成21年7月6日、
第3次募集：平成21年10月20日

※本募集は、「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」（以下、「住宅エコポイント事業」という。）におけるエコポイント交換商品等の募集（第2次）と同時に行います。家電エコポイント事業及び住宅エコポイント事業の両事業に申請する事業者は、一度にまとめて申請することができます。

※住宅エコポイント事業に選定されている交換商品及び提供事業者については、簡易な申請書類により選定しますので、【住宅エコポイント事業において選定されている提供事業者用】申請書により応募してください。

※今回の募集では、大きく分けて以下の3種類の申請書式があります。該当する書式を選択し、申請してください。

- ①今回新規で家電エコポイント事業及び住宅エコポイント事業を同時に申請する事業者向け申請書式
- ②住宅エコポイント事業において選定されていない事業者で、今回新規で家電エコポイント事業のみ申請する事業者向け申請書式
- ③住宅エコポイント事業において既に選定されている事業者で、今回家電エコポイント事業に申請する事業者向け申請書式

2. **エコポイントとの交換についての基本的考え方**

- 交換商品との交換に当たり必要な家電エコポイント数は、交換商品を提供しようとする事業者（以下、「提供事業者」という。）が設定することとします。ただし、別途、家

電エコポイントに関するシステムの運用等を行うグリーン家電エコポイント事務局（以下、「事務局」という。）と調整が必要となることがあり得ます。

- 提供事業者は、交換商品の送付等に当たり必要な配送料・手数料を含めて、商品ごとに固定のエコポイント数を設定（1点＝1円相当）してください。なお、1交換商品当たりの必要ポイント数の上限は10万点とします。

3. **募集の内容**

I. 商品券等（商品券・プリペイドカード）

「一般型商品券等」及び「地域・中小企業型商品券等」について、以下の各々の募集要件を満たすものを募集します。応募は申請書式A（「一般型商品券等」の場合）又は申請書式B（「地域・中小企業型商品券等」の場合）により行ってください。

（注1）商品券等との交換に当たり、必要な家電エコポイント数を商品券等の額面と同額（例：1万点/額面1万円）とするか、プレミアム分を含めた額面（例：1万点/額面1万1千円）とするか等は、各提供事業者の判断に委ねます。

（注2）既に商品券等を登録している提供事業者であっても、現在登録している商品券等とは異なる商品券等を新たに登録したい場合は、今回の募集で再度申請していただく必要があります。

（1）一般型商品券等

＜募集要件＞

- ① 提供事業者が資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下、「資金決済法」という。）第7条の登録を受けて発行する、同法第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段であること。

（注1）資金決済法が4月1日に施行されたことに伴い、前払式証票の規制等に関する法律は廃止されましたが、現に前払式証票の規制等に関する法律第6条第1項の登録を受けている法人は、施行日において資金決済法第3条第7項に規定する第三者型発行者となったものとみなされます（資金決済法附則第5条第1項）。

（注2）第三者型前払式支払手段であれば、必ずしも全国で使用可能である必要はありません。

（注3）第三者型前払式支払手段であっても、使用範囲が1社（子会社等は1社に含みます。）の店舗に限定される商品券等については、対象としません。

（注4）環境保全効果が高い鉄道、バス、船舶の利用に係る次の商品券等も対象となります。

ア 乗車券・乗船券（ただし、入場券や宿泊券等とセットになっているもの等は含みません。）

イ 資金決済法第3条第4項に規定する自家型前払式支払手段

（注5）射幸心を煽るまたは青少年の健全な育成に影響を及ぼすサービス等に専ら交換する商品券等である場合は、対象となりません。

(注 6) 対価性なく発行されるいわゆるポイントカード等については、対象となりません。

(注 7) 発行者自身が提供事業者として応募することが必要です。

(注 8) いわゆるサーバ型前払式支払手段については、申請時に資金決済法上の手続が完了していても、5月上旬で事務局が定める日までに手続が完了すれば対象となります。申請時には財務局に提出している手続中の資料のコピーを提出してください。

② エコポイントと交換する商品券等の額面に対して 0.1%100 円当たり 0.1 円以上の環境保全活動への寄附(カーボン・オフセットなどに活用できる温暖化対策に係るものを含む。以下、「環境寄附」という。)を行うこと。

(注 1) 環境保全効果が高い鉄道、バス、船舶の利用に係る商品券等に関しては、環境寄附を要件としません。

(注 2) 環境寄附の割合及び寄附先は、公表するものとします。

(注 3) 環境寄附の寄附先については、別紙 1 の基準を満たした上で、(i) 商品券等の提供主体が自ら指定する方法、又は(ii) 事務局に委ねる方法のいずれかから選択することができます。

(注 4) カーボン・オフセット：市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の何らかの行動に伴い排出される CO2 を、他の場所での CO2 削減の取組でオフセット（埋め合わせ）することをいいます。

(注 5) 環境負荷が高い商品・サービスに係る商品券等に関しては、高い水準の環境寄附を求める等の環境保全への貢献が求められる場合があります。

③ 商品券等への交換に際し、交換する商品券等の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。

④ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他個人情報保護のための体制が整っていること。

(注 1) 自らは交換事務において個人情報を取り扱わない場合は、当該事務に係る個人情報を取り扱う委託先事業者等に上記の体制が整っていること。

(注 2) 提供事業者として選定された際は、事務局の定める「個人情報保護に関する契約書」の締結を行って頂きます。

⑤ インターネット、電子メール、PDF ファイルの閲覧などが可能なパソコン環境と能力を有するなど、事務局とのエコポイント交換業務に際し、ポータルサイト上での事業者・商品の登録、交換申請データの授受～請求データ登録等（別紙 2 に記載）の方法に対応するために必要な環境を用意できること。

- ⑥ 事業活動に伴う周知活動その他の家電エコポイント事業への協力を行うこと。
- ⑦ 交換商品の提供期間は、商品交換開始から平成24年3月31日までとすること。

<申請書式等>

○申請書式【申請書式A】

- ・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。
- ・住宅エコポイント事業にも同時に申請する場合には、住宅エコポイント事務局あての申請書の提出も必要です。

「申請書式A」により、記入漏れ等ないよう確認の上、御応募ください。

○添付書類【全項目必須】

- ・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。

別紙「提出書類に係るチェックシートA」を必ずご確認の上、ご提出ください。

※住宅エコポイント事業において選定されている交換商品（一般型商品券等）については、

- ・【住宅エコポイント事業において選定されている提供事業者用申請書F】でご応募ください。
- ・別紙「提出書類に係るチェックシートF」を必ずご確認の上、ご提出ください。

(2) 地域・中小企業型商品券等

<募集要件>

- ① 提供事業者が、商工会、商工会議所、事業協同組合、商店街振興組合（それらの連合会を含む。）又はこれらに類する者（法人格のない団体を含む）並びに中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業であって、以下のいずれかの要件を満たす商品券等であること。

ア 資金決済法第7条の登録を受けて発行する、同法第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段であること。

イ 発行者以外の第3者に対しても使用することができる商品券等（アに該当するものを除く。）であって、提供事業者が国又は地方公共団体から商品券等の発行について資金面の支援を受けているか、国又は地方公共団体からの推薦を得ていることにより、当該商品券等の安定的な供給の確保が図られていると認められるものであること。

- (注 1) 資金決済法が4月1日に施行されたことに伴い、前払式証票の規制等に関する法律は廃止されましたが、現に前払式証票の規制等に関する法律第6条第1項の登録を受けている法人は、施行日において資金決済法第3条第7項に規定する第三者型発行者となったものとみなされます(資金決済法附則第5条第1項)。
- (注 2) 対価性なく発行されるいわゆるポイントカード等については、対象となりません。
- (注 3) 第三者型前払式支払手段であっても、使用範囲が1社(子会社等は1社に含みます。)の店舗に限定される商品券等については、対象としません。
- (注 4) 射幸心を煽るまたは青少年の健全な育成に影響を及ぼすサービス等に専ら交換する商品券等である場合は、対象となりません。
- (注 5) 環境負荷が高い商品・サービスに係る商品券等に関しては、高い水準の環境寄附を求める等の環境保全への貢献が求められる場合があります。
- (注 6) 発行者自身が提供事業者として応募することが必要です。
- (注 7) いわゆるサーバ型前払式支払手段については、申請時に資金決済法上の手続が完了していなくとも、5月上旬で事務局が定める日までに手続が完了すれば対象となります。申請時には財務局に提出している手続中の資料のコピーを提出してください。

② 商品券等への交換に際し、交換する商品券等の在庫管理、受注情報・送付先・残数の管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。

③ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他個人情報保護のための体制が整っていること。

(注 1) 自らは交換事務において個人情報を取り扱わない場合は、当該事務に係る個人情報を取り扱う委託先事業者等に上記の体制が整っていること。

(注 2) 提供事業者として選定された際は、事務局の定める「個人情報保護に関する契約書」の締結を行って頂きます。

④ 商品券等の提供を停止する場合には、原則として相当期間前に事務局に申告するとともに、当該商品券等の利用可能地域において、提供停止に係る周知を行うこと。

(注) プレミアム付き地域商品券など使用期間や発行額が限定される商品券等については、エコポイントとの交換が確定した後、実際の受け渡しまでに失効又は品切れとなって消費者(購入者)の利益が損なわれることのないよう、短期失効又は品切れの可能性がある場合には、その旨をあらかじめエコポイント事務局及び消費者に対して適切に情報提供することが求められます。

⑤ インターネット、電子メール、PDF ファイルの閲覧などが可能なパソコン環境と能力を有するなど、事務局とのエコポイント交換業務に際し、ポータルサイト上での事業者・

商品の登録、交換申請データの授受～請求データ登録等（別紙2に記載）の方法に対応するために必要な環境を用意できること。

- ⑥ 事業活動に伴う周知活動その他の家電エコポイント事業への協力を行うこと。

<申請書式等>

○申請書式【申請書式B】

- ・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。

「申請書式B」により、記入漏れ等ないよう確認の上、御応募ください。

○添付書類【全項目必須】

- ・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。

別紙「B：提出書類に係るチェックシート」を必ずご確認ください。

※住宅エコポイント事業において選定されている交換商品（地域・中小企業型商品券等）については、

- ・【住宅エコポイント事業において選定されている提供事業者用申請書F】でご応募ください。
- ・別紙「提出書類に係るチェックシートF」を必ずご確認の上、ご提出ください。

II. 地域産品提供事業者

地域産品を提供する事業者について、以下の要件を満たすものを募集します。応募は、申請書式C（「全国型の地域産品」の場合）又は申請書式D（「各都道府県の地域産品」の場合）により行ってください。

<募集要件>

- ① 交換商品は、すべて地域産品であること、かつ地域産品としての採用基準が明確であること。

（注）地域産品：地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物、加工食品又は鉱工業品。（旅行などの役務・サービス、商品自体に地域特産品としての性格が認められず地域名のみを掲げたようなものについては、対象となりません。）

- ② 以下の項目のいずれか一方を満たすこと。

【全国型の地域産品提供事業者】

ア 全都道府県の地域産品を1の都道府県あたり1品目以上提供すること。

【各都道府県の地域産品提供事業者】

イ いずれか1つの都道府県内において、地域産品を販売する30以上の事業者が参加し、その事業者が提供する地域産品がそれぞれ区別できる30品目以上の商品であること。

- ③ 全国の消費者に対して、地域産品を迅速かつ確実に提供できる能力を有していること。
- ④ 地域産品への交換に際し、交換する地域産品の在庫管理、受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。
- ⑥ 提供する地域産品の商品リストを作成し、事務局の告知物とは別に、消費者の求めに応じて配布するとともに、当該リストのWEB掲載を行えること。
- ⑦ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他個人情報保護のための体制が整っていること。

(注1) 自らは交換事務において個人情報を取り扱わない場合は、当該事務に係る個人情報を取り扱う委託先事業者等に上記の体制が整っていること。

(注2) 提供事業者として選定された際は、事務局の定める「個人情報保護に関する契約書」の締結を行って頂きます。

- ⑧ インターネット、電子メール、PDFファイルの閲覧などが可能なパソコン環境と能力を有するなど、事務局とのエコポイント交換業務に際し、ポータルサイト上での事業者・商品の登録、交換申請データの授受～請求データ登録等（別紙2に記載）の方法に対応するために必要な環境を用意できること。
- ⑨ 事業活動に伴う周知活動その他のエコポイント事業への協力ができること。
- ⑩ 交換商品の提供期間は、商品交換開始から平成24年3月31日までとすること。

(注) ⑩の提供期間を通じて、①～⑨の要件を満たすことが必要です。

<申請書式等>

○申請書式【申請書式C】【申請書式D】

・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。

・住宅エコポイント事業にも同時に申請する場合には、住宅エコポイント事務局あての申請書の提出も必要です。

【全国型の地域産品提供事業者】 → 「申請書式C」

【各都道府県の地域産品提供事業者】 → 「申請書式D」

該当する申請書式により、記入漏れ等ないよう確認の上、御応募ください。

○添付書類【全項目必須】

・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。

【全国型の地域産品提供事業者】 → 「提出書類に係るチェックシートC」

【各都道府県の地域産品提供事業者】 → 「提出書類に係るチェックシートD」

別紙「提出書類に係るチェックシートC」又は「提出書類に係るチェックシートD」を必ずご確認の上、ご提出ください。

※住宅エコポイント事業において選定されている交換商品（地域産品提供事業者）については、

・以下の申請書式等でそれぞれご応募ください。

【全国型の地域産品提供事業者】

→ 【住宅エコポイント事業において選定されている提供事業者用書式F】

【各都道府県の地域産品提供事業者】

→ 【住宅エコポイント事業において選定されている提供事業者用書式F】

・別紙「提出書類に係るチェックシートF」を必ずご確認の上、ご提出ください。

III. 省エネ・環境配慮に優れた製品等提供事業者

環境分野の商品を提供し、交換を促すことで具体的な環境保全効果をもたらすとともに、省エネ・環境配慮製品市場の育成にも寄与することを目的として、省エネ・環境配慮に優れた製品やサービス（「環境配慮製品等」という。）を提供し、エコポイントと交換するプラットフォーム（複数の環境配慮製品等提供事業者が商品を販売できる基盤）を構築・運営する事業者を募集します。

応募は、申請書式Eにより行ってください。

<募集要件>

① 提供する交換商品等が、以下の要件を満たすこと。

ア 構築するプラットフォーム

- ・複数事業者の幅広い省エネ・環境配慮に優れた商品やサービス（環境配慮製品等）を提供するものであり、省エネ・環境配慮商品市場の育成に寄与するものであること。

イ 交換商品等

- ・交換商品を選定するための環境面の基準が明確かつ妥当であり、それが公表されていること。
- ・交換商品群には、地球温暖化防止、廃棄物・リサイクル対策、自然環境の保全等の各種環境分野の対策に資する多様な商品等を含むこと。具体的には、以下の環境分野のうち少なくとも3つ以上にわたる30品目以上の環境配慮製品等を取り扱うとともに、各分野の製品等の割合についてバランスが取れており、ひとつの環境分野のカテゴリーに係る製品が商品数全体の半分を超えないこと。
 - 地球温暖化防止
 - リサイクル・廃棄対策
 - 自然保護・生物多様性保全
 - 森林の保全・緑化
 - 大気・水・土壌環境の保全
 - 化学物質対策
 - 総合環境政策（環境教育・人材育成、グリーン購入）
 - その他環境保全
- ・交換商品等に環境保全効果が明確でない商品等が含まれないこと。
- ・交換商品等が環境寄附（カーボン・オフセットを含む）付きの商品等に限られないこと。

ウ カーボン・オフセット付きの商品等における、オフセットに用いられる削減・吸収量

- ・温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、第三者機関によって定量的に認証されていること。
- ・国内事案においては地域振興等経済的な波及効果が見込まれること。

（注1）原則として専ら国外で行うプロジェクトについては対象外とする。

（注2）原則として国の補助金が交付されているプロジェクトについては対象外とする。

② 販売する環境配慮製品等に関する情報をWEBや商品リスト等により提供していること。

③ 全国の消費者に対して、環境配慮製品等を迅速かつ確実に提供できる体制を有していること。

(注) 取り付け工事等を伴う商品については、通常、全国の消費者に対して迅速かつ確実に提供することが困難と考えられることから、原則として認められません。

- ④ 環境配慮製品等への交換に際し、受注情報や送付先管理、納品・受領確認の事務を適切に行うことができること。
- ⑤ 個人情報保護に係る規定の整備、責任体制の構築その他の個人情報保護のための体制が整っていること。

(注 1) 自らは交換事務において個人情報を取り扱わない場合は、当該事務に係る個人情報を取り扱う委託先事業者等に上記の体制が整っていること。

(注 2) 提供事業者として選定された際は、事務局の定める「個人情報保護に関する契約書」の締結を行って頂きます。

- ⑥ インターネット、電子メール、PDF ファイルの閲覧などが可能なパソコン環境と能力を有するなど、事務局とのエコポイント交換業務に際し、ポータルサイト上での事業者・商品の登録、交換申請データの授受～請求データ登録等（別紙 2 に記載）の方法に対応するために必要な環境を用意できること。
- ⑦ 事業活動に伴う周知活動その他のエコポイント事業への協力ができること。
- ⑧ 交換商品の提供期間は、商品交換開始から平成 24 年 3 月 31 日までとすること。

(注) ⑧の提供期間を通じて、①～⑦の要件を満たすことが必要です。

<申請書式等>

○申請書式【申請書式 E】

- ・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。
- ・住宅エコポイント事業にも同時に申請する場合には、住宅エコポイント事務局あての申請書の提出も必要です。

「申請書式 E」により、記入漏れ等ないよう確認の上、御応募ください。

○添付書類【全項目必須】

- ・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認する為のものです。

別紙「提出書類に係るチェックシート E」を必ずご確認ください。

※住宅エコポイント事業において選定されている交換商品（地域産品提供事業者）については、

- ・【家電エコポイント事業において選定されている提供事業者用書式F】でご応募ください。
- ・別紙「提出書類に係るチェックシートF」を必ずご確認の上、ご提出ください。

4. 募集期間等

(1) 募集期間

4月9日（金）から4月23日（金）まで（必着）

(注1) 申請書類の受付については、郵送及び電子メール両方の提出を必須とします。

(注2) 郵送は、書留郵便等の配達記録の残る方法に限ります。

(2) 申請書類の提出方法・提出先

- ・申請書式等は、各様式をダウンロードした上で電子データとして作成し、所定の方法で以下の提出先宛に送付してください。
- ・申請書式等は、郵送による提出（2部）と電子メールでの同申請書データの送付を必須とします。必ず郵送及び電子メール両方のご提出をお願いします。
- ・申請書式等を郵送する際は、必要となる添付書類を必ず同封してください。
- ・添付が必要な資料については、別紙「提出書類に係るチェックシート」を必ずご確認ください。

提出先： 家電／住宅エコポイント事務局 交換商品募集担当 あて
住所： 〒100-8799 郵便事業株式会社 銀座支店留
電子メールアドレス： koubo@eco-points.jp （交換商品等募集専用アドレス）

(注1) 申請書提出の際は、必ず記入済みのチェックシートも添付してください。

(注2) 電子メールで送付いただく申請書電子データには押印する必要はありません。

(注3) 電子メールで送付する際のメールの件名は「(家電第4次申請) AAAA」(Aは事業者名)としてください。

また、家電エコポイント事業及び住宅エコポイント事業の両事業に申請する事業者はメールの件名を「同時申請 AAAA」(Aは事業者名)としてください。

(注4) 郵送による提出は書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。

(注5) 郵送時の提出部数は、各書類につき2部ずつです。

(注6) 郵送する書類（添付意書類含む）は、事務処理の都合上、片面印刷（コピー）をお願い

します。

(注7) 募集期間内に提出書類が揃わなければ、審査の対象とならない場合があります。

(3) 問い合わせ先

家電／住宅エコポイント事務局

- ・HP：<http://eco-points.jp/>
- ・TEL：0570-064-993（9-17時、土日祝含む）（有料）
（IP電話・PHSからのお問い合わせ先：011-271-0595）

※お掛け間違いのないよう、ご注意ください。

(4) 今後の予定

ご応募いただいた交換商品及び提供事業者については、所要の書面審査等を経た後、事務局に設置している第三者委員会に諮り、本事業の趣旨にかんがみ評価を行った上で決定する予定です。

なお、家電エコポイント事業の提供事業者として選定された場合の選定後の登録手続・スケジュール等については、別紙2をご参照ください。

交換商品等提供事業者が行う環境寄附について

提供事業者が行う環境寄附については、自ら寄附先を指定する場合と、指定なしの場合があります。寄附先の団体についての考え方は以下のとおりです。

(1) 寄附先を指定する場合

自ら環境寄附の対象を指定した提供事業者は、以下の要件を満たすことを条件に、当該指定した寄附先（以下、「指定寄附先」という。）を実際の寄附先とすることができます。現在指定されている団体が要件に合致しているかどうかについてご確認ください。

ア 指定寄附先が以下に示す<※指定寄附先の要件>を満たすこと。

イ 提供事業者が行う指定寄附先への寄附がこれまでに行った寄附に加えて、新規かつ追加的に行われるものであること。

ウ 指定寄附先が、寄附を実施する提供事業者と密接な関係を有し、寄附金が当該事業者に還流するものでないこと。

エ 指定寄附先が要件のうち B についての要件を満たすものである場合、寄附の実施に先立ち、当該指定寄附先から制度上のクレジット管理者が発出するクレジット無効化の証明が提出されること、当該指定寄附先が「あんしんプロバイダー制度」等の第三者認証型のプロバイダー制度に参加していることその他の手段で指定寄附先のクレジット無効化が担保されていることを確認すること。

<※指定寄附先の要件>

A. 一般寄附

① 環境保全活動を行う団体に係る要件

以下の要件を満たすこと。

ア. 寄附対象とする活動が環境保全全般又は特定の環境分野について直接的に環境を改善、保全、創出するものであること。

イ. 中間支援団体（※）にあつては、上記の活動を円滑に行う観点から、助言・情報支援をする活動を行うものであること。

※中間支援団体とは、環境保全活動を行っている団体に対して、各種支援を行う団体をいう。

【活動ジャンル例】

- ・ 地球温暖化防止
- ・ リサイクル・廃棄物対策
- ・ 自然保護・生物多様性保全
- ・ 森林の保全・緑化
- ・ 大気・水・土壌環境の保全、化学物質対策
- ・ 環境教育・人材育成

・ グリーン購入

ウ. 国内に事務所を有する特定非営利活動法人、社団法人、財団法人等の非営利団体又はこれに準ずる団体（※）であること。

※これに準ずる団体：以下を整備していること。

－ 一定款・寄附行為に準ずる規約

－ 役員名簿

－ 決算書類（法人の場合は収支計算書、貸借対照表、財産目録の3点）

－ 事業報告書（ホームページ等で広く事業報告を公開していること。）

エ. 団体としての活動実績が2年以上あること。

オ. 平成20年度の決算額及び平成21年度の決算額（又は予定額）を平均した年間財政規模（年間総収入）が100万円以上であること。

② 助成又はトラスト活動等を行う団体に係る要件

他の団体に対して助成を行う団体又は自らがトラストを目的とした土地購入等を実施する団体にあつては、以下の要件を満たすこと。

ア. 助成団体は①ア又はイを満たす団体に対して助成を行っていること。

イ. 単一の企業の設立によるものでないこと

ウ. 助成又はトラスト団体としての活動実績が3年以上あること。

エ. 客観的な基準及び方法により、助成対象団体又はトラスト実施地を選定していること。

オ. 平成19年度及び平成20年度の決算額並びに平成21年度の決算額（又は予定額）を平均した年間の助成額又はトラスト実施額が30万円以上であること。

③ ①②の団体に共通に求められる要件

ア. 家電エコポイント事務局（以下、「事務局」という。）又は寄附者等からの問い合わせについて、確実かつ速やかに連絡が取れる体制を有すること。

イ. 団体としてのホームページを有し、活動の結果について、別に定める様式に基づき、事務局及び寄附の提供者に報告を行うこと。

ウ. 特定の政治的又は宗教的な活動、組織的な犯罪活動に関わるものでないこと。

エ. 健全な財務状況であり、今後も継続した事業実施が見込まれること。

B. カーボン・オフセットなどの事業・プロジェクト

以下の要件を満たす活動を実施し、又は当該活動に資金を提供する団体であること。

ア. 温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、第三者機関によって定量的に認証されること。

イ. 国内事案においては地域振興等経済的な波及効果が見込まれること。

（注）原則として専ら国外で行うプロジェクトについては対象外とする。

(注) 原則として国の補助金が交付されているプロジェクトについては対象外とする。
ウ. 活動の結果について、事務局が定める様式に基づき、事務局及び寄附金の提供者に報告を行うこと。

【対象活動例】

- ・ 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギー対策
- ・ 地域の森林の間伐や持続的管理、新規植林等の吸収源対策
- ・ 未利用の国産木質バイオマス資源等の活用による化石燃料の代替
- ・ 中小企業等におけるボイラー更新、照明機器の更新などの省エネルギー対策

(2) 寄附先について指定なしの場合

提供事業者に対し、以下のいずれかから選択されるよう後日依頼する予定です。

- ア 事務局が行う募集によって選定された寄附対象団体リストから、提供事業者が個別の団体等を選択。
- イ 提供事業者において、一切の選択を事務局に委ねる場合には、寄附額が別に定める一定額に達した団体等を除くすべての団体等で等分。

(3) 寄附の実施について

詳細は提供事業者として選定された後にお知らせしますが、概ね以下のとおりです。

- ・ 提供事業者が行う寄附額については、毎年度末締めで、当該事業者があらかじめ申告した寄附率を、当該交換商品に交換されたポイントの総量に乗じて算出する。事務局が各提供事業者の寄附額を取りまとめ、寄附先団体毎の配分を行い、毎年度1回寄附を行う。
- ・ 寄附先団体が決まっている場合には、交換商品事業者から寄附先団体へ直接寄附を行い、結果を事務局に通知する。
- ・ それ以外の場合には、事務局が各事業者の寄附額を取りまとめ、寄附先団体毎の配分を行い、毎年度1回寄附を行う。

家電エコポイント事業において選定された提供事業者における留意事項

今回の募集・選定後、7月上旬を目処に商品交換を開始する予定です。

このため、スケジュールが非常にタイトになり、家電エコポイント事業において、提供事業者として選定された事業者には、非常に短い期間で交換開始に必要な手続を行っていただくことが想定されますので、予めご理解をお願いいたします。

また、交換商品等については、第三者委員会の意見も伺いながら検討を進めていくため、内容を変更させていただく場合があります。

(1) 家電エコポイントの交換業務について

- ・提供事業者には、事務局が定めた交換商品提供事業者マニュアルに則って交換業務を行っていただく必要があります。
- ・本事業でお渡しする商品発注データには個人情報が含まれます。家電エコポイントの提供事業者として採択された場合は、その扱いについても厳密な運用を求められますので、「個人情報保護に関する契約書」を取り交わすことが必要となります。個人情報保護契約の締結が成立するまでは、商品の発注データはお渡しできませんのでご理解ください。

(2) 交換商品提供事業者の登録手続について

- ・提供事業者には、事務局より「交換業務ポータルサイト」の【URL】と【ID】、【パスワード】をメールにて発行いたします。サイトにアクセスの上、必要情報を全てご入力いただきます。ご入力完了後、「交換商品提供事業者登録申請書」をダウンロードし、登録手続を行っていただきます。
- ・また、事務局との間で、交換商品に関する取り決め書および個人情報保護に関する契約書を取り交わしていただきます。

(3) 交換商品の登録手続について

- ・交換商品の登録についても「交換業務ポータルサイト」から行っていただきます。
- ・提供事業者決定後、速やかに家電エコポイント「交換商品カタログ」への掲載に必要な情報を確定し、事務局へ提供していただきます。
- ・採択決定後、応募時にご提出いただく「交換商品全商品リスト」の情報に基づいて、ポータルサイト上で速やかに交換商品（全提供商品）に関する情報を確定していただきます。
- ・事務局は、ご登録いただいた交換商品の内容が本事業の趣旨及び募集要件に即したものであるかの確認を行います。その結果、本事業の趣旨及び募集要件に反する交換商品と判断された場合、その交換商品を削除、あるいは内容の変更に協力していただきます。
- ・事務局は、各提供事業者から提供された交換商品情報を取りまとめ、公表しますので、提供事業者は事務局が案内する手続に協力してください（印刷した商品一覧の備え置きやWEB上でのリンクなど）。